

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第38回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成24年10月2日（火） 13:58～14:57

於、共用10階会議室

第2 出席した委員（敬称略）

根岸 哲（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、関口 博正、辻 正次、
東海 幹夫、長田 三紀、宮本 勝浩

（以上7名）

第3 出席した関係職員等

安藤 友裕（電気通信事業部長）、吉田 博史（事業政策課長）、柴崎 哲也（事業
政策課企画官）、吉田 宏平（事業政策課調査官）、二宮 清治（料金サービス課
長）、海野 敦史（料金サービス課企画官）
日下 隆（情報流通行政局総務課課長補佐（事務局））

第4 議題

1 諮問事項

- （1）電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3047号】
- （2）東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（NGNのIP v 6インターネット接続における接続事業者数の拡大）について【諮問第3048号】

2 報告事項

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の平成23年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について

開 会

○根岸部会長　それでは、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会を開催いたします。

本日は、委員8名中7名が出席でございますので、定足数を満たしております。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めたいと思います。本日の議題は、諮問事項2件、報告事項1件であります。

では、初めに、諮問第3047号、いわゆる「ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可、負担金の額、徴収方法の認可」について審議したいと思います。

それでは、まず、総務省のほうからご説明をお願いいたします。

○海野料金サービス課企画官　それでは、今般の申請につきまして、資料38-1に基づきまして、28ページ以降の参考資料も適宜参照しながら説明申し上げます。

お手元にはバルキーファイルの資料も置かせていただいておりますが、こちらは申請書類に対する添付資料でございます。

まず、資料38-1の2ページから始まる申請概要資料の方をご覧ください。2ページの申請の概略でございますが、基礎的電気通信役務支援機関として総務大臣の指定を受けております社団法人電気通信事業者協会から、本年9月21日に、電気通信事業法109条1項及び110条2項の規定に基づきまして、NTT東西に対する交付金の額及び交付方法の認可、接続電気通信事業者等の負担金の額及びその徴収方法の認可について、申請があったものでございます。今回は、電気通信事業法に基づくユニバーサルサービス制度が平成18年度に本格的に稼動して以来、7回目の申請ということになります。

続きまして、3ページでございます。1番のところは、ユニバーサルサービスの概要につきまして参考として示されたものでございます。国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービスといたしまして、加入電話又は加入電話に相当する光IP電話、第一種公衆電話、緊急通報が指定されているところでございます。

このうち、加入電話に相当する光IP電話につきましては、昨年4月に追加されたも

のでございますが、NTT東西によるサービス提供地域が限定されておまして、かつ、その地域では一般に補助金等を受けた地方公共団体により整備構築が行われている実態を踏まえまして、ユニバーサルサービスに係る補填対象額の算定に関しましては、対象外となっております。

また、3ページから4ページにかけまして、2番のところに申請に関する各項目の内容が記されておりますが、このうち、4ページ上部の番号単価につきましては、昨年度までと多少異なる部分がございますので、簡単に補足させていただきます。

昨年度までは、補填対象額に支援業務費を加えた額を負担事業者の申請時点直近の総稼動電気通信番号数、つまり、6月末時点の総番号数の1.2倍で除した値に基づきまして1か月当たりの合算番号単価を算出しておりました。この単価は、NTT東日本に係る番号単価とNTT西日本に係る番号単価との合算分ということで、「合算番号単価」と称されておりますが、これが1つの電気通信番号につきまして、接続電気通信事業者等が納付すべき1か月当たりの負担金の額となります。この合算番号単価の算出方法が今年度から多少変わらしまして、より単価を精緻化する観点から、6ページの(3)の①のところに示された式に基づき算定することとなっております。すなわち、NTT東西の補填対象額の合計額に支援機関の支援業務費を加算して予測前年度過不足額を減算した額、こちらを分子といたしまして、これを分母となる負担事業者の年間の予測算定対象電気通信番号総数で除した値に基づき算出するというものでございます。

分子に相当する部分に前年度過不足額、すなわち前年度の実際の負担金徴収額から徴収すべき額を控除した「取り過ぎ」ないし「取り漏れ」の額の予測値を加味することによりまして、負担事業者から徴収すべき額を精緻化したこと、それから分母に相当する部分の番号総数につきまして、番号数の変動も加味した年間を通じての予測値として、より実態に近いと考えられる番号総数としたことが大きな変更点でございまして、いずれも本年7月の総務省告示の改正に基づくものでございます。ただし、この合算番号単価そのものは、認可申請の対象ではなく、あくまで負担金の額の算出に当たっての基礎となるものでございます。

なお、前年度過不足額というものが発生し得るのは、合算番号単価が小数点以下の端数では示されず、整数化されることとなっておりますので、その端数分に番号数を乗じた分が過不足となるということを主な要因とするものでございます。

続きまして、5ページの方にお戻りください。負担金の額及びその徴収方法について

でございます。まず、1の(1)の補填対象額のところでございますが、NTT東西の合計で約73.6億円となっております。米印のところに書かれておりますとおり、これには東日本大震災による災害特別損失等の一部を算入した原価が加味されております。このため、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則、これを便宜上「算定規則」と称させていただきますが、この算定規則3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せて行われております。この災害特別損失等の扱いの詳細につきましては、後ほど説明させていただきます。

続きまして、(2)の支援業務費でございますが、これは基礎的電気通信役務支援機関の運営に必要な経費でございます。6ページの頭のところでございます。総額約6,848万円となっております。その詳細につきましては、28ページ以降続きます参考資料部分の43ページをご覧ください。

43ページでございます。こちらに今般の支援業務費の詳細が示されておりますが、これは支援機関の平成24年度の予算額を用いたものでございます。この予算額に関しましては、本年3月に本審議会に事務局から報告させていただいたとおりでございます。43ページの表にも明記されております。人件費、物件費、周知費用等を合計いたしまして、総額として約8,013万円となっているところでございます。ポイントといたしましては、物件費等につきまして、顧問弁護士委託料の削減等により約209万円減少しているということ、年度内の合算番号単価の修正に備えて新聞広告費を大きく増加させたことなどにより周知費用が約1,620万円増加しているところでございます。この予算上の支援業務費の総額である約8,013万円から、平成23年度の収支差額である前年度繰越額約1,165万円を減じると、先ほど申し上げました約6,848万円の支援業務費となります。

それでは、6ページの方にお戻りいただきまして、(3)の番号単価でございますが、合算番号単価につきましては、先ほど説明させていただきました計算方法に基づき算出した結果、3円となっております。NTT東西別の番号単価につきましては、NTT東日本が1.75969018円、NTT西日本が1.24030982円となっております。番号単価につきまして、NTT東日本の方が高くなっておりますのは、補填対象額につきまして、NTT東日本分のほうがNTT西日本分よりも多くなっているためでございます。

では、その補填対象額の詳細につきまして、参考資料部分に基づき説明申し上げます。

まず、29ページをご覧ください。こちらは平成23年度におけるNTT東西のユニバーサルサービスの収支表でございます。NTT東日本で約589億円、NTT西日本で約490億円の赤字となっております、これらの赤字を前提といたしまして補填を行うものでございます。

続いて、次の30ページ以下が具体的な補填対象額の算定結果でございます。まず、30ページが加入電話の基本料に関する補填対象額を示したものです。算定方法は昨年までと変わりございません。いわゆるベンチマーク方式を採用しておりまして、高コスト地域4.9%に属する収容局の加入者回線に係る原価のうち、全国平均値に加入者回線単価の標準偏差の2倍を加えた値、これを算定規則上「基準単価」と称しておりますが、この基準単価を上回る額が補填対象となります。補填対象額といたしましては、網かけ部分の一番下のところがございますとおり、NTT東西合計で約35億円となっております。

この算定に当たりましては、31ページの右側がございますとおり、平成18年4月1日以降に、0AB-J番号タイプのIP電話に移行したアナログ加入者回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算するという、いわゆるIP補正を平成21年度の認可以降行っております。これは加入電話からIP電話への移行の進展によりまして、加入電話の維持コストはさほど減少しないまま、算定の仕組み上、補填対象額が減少することとなる状況を補正するものでございます。具体的な補正の影響につきましては、網かけ部分のところがございますとおり、約7億円、補填対象額を押し上げる結果となっております。

続きまして、32ページが加入電話からの緊急通報に関する補填対象額でございます。競争地域における緊急通報サービスの費用につきましては、NTT東西のみがそのコストを補填されることは適当ではないということから、高コスト地域4.9%に属する収容局の加入者回線に対応した原価が補填対象となるというものでございまして、その補填対象額はNTT東西合計で約4,000万円となっております。

続きまして、33ページ・34ページに第一種公衆電話に関する補填対象額を示してございます。公衆電話につきましては、すべての収容局で赤字となっておりますので、加入電話のような地域の限定を行わずに、原価から収益を減じることによりまして補填対象額を算定しております。具体的な補填対象額についてですが、NTT東西合計で、③の市内通話分に関しましては約38億円、④の離島特例通信分に関しましては約80

0万円、34ページの⑤の緊急通報分に関しましては約200万円となっているところでございます。

続きまして、35ページをご覧ください。先ほども少し申し上げましたが、今回の負担金、交付金の額の算定に当たりましては、東日本大震災による災害特別損失等のうち、基礎的電気通信役務の提供に係るものが加味されております。この災害特別損失等は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損、復旧・点検に係る費用、復旧に係る人的・物的支援等に伴う損失でございますが、NTT東西各社から支援機関に対しまして、これを含めた原価の届出があったところでございます。NTT東西各社からは、この災害特別損失等を原価に含める理由といたしまして、電気通信役務の提供のための営業費用と同一の性質のものであるという旨が提示されているところでございます。

この災害特別損失等を加味した算定につきまして、電気通信事業法109条1項及び110条2項に基づく認可申請を行う支援機関と、同法109条2項に基づく原価等の算定を行うNTT東西のそれぞれから、算定規則3条に基づく特別の許可を求める申請が総務大臣に対して行われているところでございます。

具体的な災害特別損失等の額についてでございますが、35ページ中ほどにございますとおり、基礎的電気通信役務の設備管理部門に係るものが約48億円、設備利用部門に係るものが約6億円となっております。ただし、設備管理部門につきましては、長期増分費用方式により原価を算定する都合上、算定に一定の時間を要しますことから、設備利用部門と異なりまして、平成22年度の値となっております。

これらが基礎的電気通信役務の提供に要した原価に及ぼした影響額につきましては、約44.5億円でございます。補填対象額への影響額ということで見ますと、NTT東西合計で約570万円となっているところでございます。合算番号単価への影響額ということでは0.002円ほどでございます。委員の皆様には、その次のページに設備利用部門に係る災害特別損失等につきまして、さらに詳細な科目ごとの数字の資料を添付させていただいておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、37ページに補填対象額と、それを基に算出される合算番号単価について示してございます。先ほど申し上げました合算番号単価算出の計算式に具体的な数字を当てはめたものでございます。補填対象額の表の網かけ部分にございますとおり、補填対象額の総額が約74億円、また支援業務費が約6,800万円でございますので、これらの合計に予測前年度過不足額のマイナス約1.6億円を加味した額、すなわち約

75.9億円、これを平成25年1月から12月までの予測番号総数の約26億1,300万番号で除しまして、2.904961026円、これを整数化した3円が合算番号単価になります。現在も合算番号単価は3円でございますので、結果的に変わりはないということになります。

申請概要資料の方にお戻りいただきまして、7ページをご覧ください。7ページの(4)の表に掲げられておりますのが負担事業者の一覧でございます、合計26社となっております。昨年度に比べまして1社減少しておりますが、これは株式会社長野県協同電算が自社でのサービス提供を終了いたしまして、本年4月末に自社としての電気通信番号の利用者への付与を廃止しました結果、負担事業者ではなくなったことによるものでございます。法令上、負担金の徴収対象となる接続電気通信事業者等となるための一条件といたしまして、電気通信番号を最終利用者へ付与しているということがございますので、電気通信番号の付与を廃止すれば、負担事業者としての接続電気通信事業者等ではなくなるということでございます。

続きまして、8ページ以下の内容でございますが、こちらは各接続電気通信事業者等の負担金額の算定について示したものでございます。この点に関しましても、参考資料部分の方で説明させていただきます。

まず、38ページをご覧ください。こちらは毎月の負担金の納付及び交付金の交付の基本的な流れを示したものでございまして、昨年度から大きな変更はございません。左側のところがございますとおり、ある月の月末時点での電気通信番号の利用を基準時点といたしまして、接続電気通信事業者等はその番号利用数を2か月後の20日までに総務大臣に報告いたします。総務大臣はそれを支援機関に遅滞なく通知いたします。支援機関では、それを基に負担金額を計算いたしまして、その結果を3か月後の初旬までに、接続電気通信事業者等に通知いたします。接続電気通信事業者等はその通知を受けまして、3か月後の25日までに負担金を納付いたします。支援機関では、それを受けまして、3か月後の末日までに交付金の金額を各適格電気通信事業者へ通知しまして、4か月後までに交付金を交付するという流れになってございます。したがって、負担金の納付及び交付金の交付通知は番号利用の3か月遅れ、交付金の交付は番号利用の4か月遅れとなっているということになります。

続きまして、39ページ・40ページをご覧ください。こちらは負担金の額の徴収についてでございますが、こちらも昨年度から特に変更ございません。負担金の額は39

ページ中ほどの①にございますとおり、原則として番号単価に各事業者の電気通信番号数を乗じた金額が各接続電気通信事業者等の負担金の額となっております。

②にございますのは、最終算定月に関する例外的な算定方法でございます。③が最終算定月における算定においても必要となる前年度残余额に関する算定方法でございます。最終算定月と申しますのは、支援機関が毎月徴収する負担金の累計がその年度に徴収すべき金額に達することとなる月のこととございまして、負担金の徴収に1か月分以上の過不足がなければ、12月ということになります。

それでは、申請概要資料の17ページにお戻りいただければと思います。17ページは負担金の徴収方法についてでございます。こちらも昨年度から特に変更ございません。

(1)にございますとおり、負担金の納付手段といたしましては、銀行振込によることとなっております。また、振込手数料は各接続電気通信事業者等が負担することとなっております。また、(2)のところに示されておりますとおり、負担金額の通知の際に併せて通知すべき事項といたしまして、負担金の納付期限や負担金納付の口座名義等がございます。さらに、(3)で負担金の納付期限、(4)で延滞金の納付、(5)で支援機関の銀行口座のセキュリティ対策について、それぞれ定められているところでございます。

続きまして、交付金の額及び交付方法について説明申し上げます。まず交付金の額につきまして、参考資料部分の41ページをごらんください。こちらの上の枠内に記されておりますように、NTT東日本に対する交付金の額は、NTT東日本の補填対象額から同社の算定自己負担額を控除した額となります。次の42ページに記されておりますとおり、NTT西日本につきましても同様の考え方となっております。算定自己負担額と申しますのは、適格電気通信事業者であるNTT東西を接続電気通信事業者等とみなした場合の自社に対する負担金相当額のこととございます。

次に、交付金の交付方法につきまして、申請概要資料の方にお戻りいただきまして、23ページをご覧ください。23ページに基づきまして簡単に説明申し上げます。

(1)にございますとおり、交付金の交付手段は銀行振込によることとなっております。また、振込手数料は支援機関が負担することとなっております。また、(2)に交付金の額の通知、(3)に交付金の交付期限に関する定めがございます。(4)に交付金の額の計算方法の詳細が記されておりますが、こちらの計算方法に関しましては、先ほどの41ページ・42ページのところで説明させていただいたとおりでございます。

(5) で、交付金の交付の特例といたしまして、接続電気通信事業者等に会社更正法等による更生計画認可の決定等があった場合の取扱いが定められております。また、(6) に交付金の交付に関する銀行口座のセキュリティ対策についての定めがあるところでございます。

以上が申請の概要でございまして、これに対する総務省の審査結果を25ページから27ページにかけまして記しております。

まず、交付金に関する審査事項の1番につきましては、交付金の額が算定規則5条の規定に照らし妥当なものであることというものでございますが、こちらにつきましては、基本的な部分については妥当であると認められるとしておりますが、「事由」の中ほど、「ただし、」で始まる第三段落のところに記しておりますとおり、今回の交付金の額については、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち基礎的電気通信役務に関連する費用を考慮した原価に基づき算定された補填対象額がベースとなっております。この点に関しましては、先ほど申し上げましたとおり、算定規則3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せて行われているところでございます。

したがいまして、その適否の判断に関しまして、意見公募手続を経てその結果を踏まえて行うことが適当であるものと考えまして、審査結果として一部保留という形にさせていただいているところでございます。

2番の交付金の交付時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること、26ページ上部の3番の基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないことにつきましては、審査結果として適としているところでございます。

26ページ中段以降の負担金に関する審査事項の1番から3番につきましても、交付金の場合と同様の考え方をとっているところでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○根岸部会長　ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ありましたら、よろしく願います。いかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

○東海委員　25ページ・26ページで、審査結果、一部保留とされた箇所が2カ所ございました。長い文章なので、すぐに理解がしがたかったので、確認ですが、東日本での大震災の災害の損失を、西日本の補填対象額の算定において、その分を考慮したという意味において、一部保留にされたということによろしいですか。

○海野料金サービス課企画官　お答え申し上げます。今回の東日本大震災の災害特別損失等に係る原価に対する加味に関しましては、実は昨年も加味自体は行っているものでございます。しかしながら、昨年につきましては、設備利用部門の原価につきまして加味を行っておりますが、今回につきましては、新たに設備管理部門の原価につきましても加味を行うという意味におきまして、いわば新たに考慮する要素がございます。したがって、その点に関しまして、意見公募手続等を経て決定することが妥当であろうと判断いたしまして、このような形とさせていただいたところでございます。

○根岸部会長　どうぞ。

○東海委員　そうすると、西日本の計算の中に、東日本での災害の分が入ったということの意味ではないと理解していいんですか。

○海野料金サービス課企画官　それ自体が直接の一部保留の判断要素ということではございません。

○東海委員　わかりました。ありがとうございます。

○根岸部会長　どうぞ、ほかにごございましたら。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、議事規則の規定に従いまして、この諮問された案を報道発表し、広く意見の募集を行うことといたします。本件に関する意見招請は11月1日、木曜日までといたします。よろしいでしょうか。

それでは、その旨、決定したいと思います。ありがとうございます。

次に、諮問第3048号、NTT東西の接続約款の変更の認可の申請にかかわるものですが、いわゆる「NGNのIPv6インターネット接続における接続事業者数の拡大について」、総務省から説明をお願いいたします。

○二宮料金サービス課長　それでは、お手元の資料、38-2に基づきましてご説明を申し上げます。2ページ目の申請概要をごらんいただきたいと思います。

本件につきましては、NTT東西より、9月26日に申請が行われたものでございまして、認可後速やかに実施予定でございます。ただし、今回新たにIPv6 I PoE方式による接続、以下「I PoE接続」と申しますけれども、これを行うこととなる事業者への当該能機（以下「I PoE接続機能」と申します。）の提供につきましては、平成26年3月以降、準備が整い次第実施予定でございます。

まず、本件の経緯と背景についてご説明申し上げたいと思います。3ページ目をごらんいただきたいと思います。我が国のインターネット接続サービスに関しましては、日

本国内におきますIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があることから、IPv6への円滑な移行が求められているところでございます。このため、IPv6移行が進められているところでございますけれども、NGNにおきましてIPv6サービスを提供するべく、平成20年4月以降、NTT東西と関係団体・事業者の間で、ISP事業者からの要望を踏まえつつ累次の協議が行われたところでございます。

これは3行目にごございますマルチプレフィックス問題への対処が必要となるということでございまして、その対応について協議がなされたものでございます。マルチプレフィックス問題につきましては、脚注2をごらんください。NTTのNGNにおきましては、NGNユーザーに対し、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレス、それとISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることに起因をいたしまして発生する問題でございます。すなわちインターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤って選択されるということがありますと、その場合にはパケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じることとなるというものでございます。

本文にお戻りいただきまして、第2パラグラフでございまして、平成21年5月、当該協議結果等を踏まえまして、事業者からNTT東西にIPv6 PPPoE方式及びIPv6 IPoE方式の2方式によります接続申込みが行われております。このことを受けまして、平成21年5月19日に、NTT東西から総務大臣に対しまして接続約款の変更申請がなされ、平成21年8月6日に、当該申請は認可をされたところでございます。平成23年7月に3事業者がIPoE接続によりまして、IPv6によるインターネット接続サービスの提供を開始したものでございます。

これにつきましては、2ページ目の図を使いまして、簡単にご説明申し上げたいと思います。今申し上げましたとおり、マルチプレフィックス問題と申しますのは、NGNが独自のIPv6を用いたネットワークでございまして、ユーザーがIPv6を用いたインターネットを利用しよういたしますと、ユーザーはNGN用とインターネット用、この2つの異なるIPv6アドレスが割り当てられるということになります。これが送信元アドレスとして誤って選択をされ、通信がうまく成立しないということから、問題が生ずることになるわけでございます。

これを解決するための方法といたしまして、まず、今ごらんの図の右側でございまして

けれども、IPv6 PPPoE方式にございます。この2つのアドレスをNGN内向けとインターネット向けに混乱させることなく利用するべく、宅内にアダプターを設置いたしまして交通整理を行う方法にございます。このアダプターによりまして、おのおのの packets を振り分けるとともに、インターネット向けの packets についてはトンネリング技術を用いましてNGNを通過させるものでございます。

他方、もう一つの方法は、左側の図にありますとおり、IPv6 IPoE方式というものでございます。ここにおきましては、NGNユーザーに割り当てられるアドレス自体を1つに統一して、混乱を避ける方法にございます。具体的には、IPoE接続を行う事業者が割り当てるIPv6アドレスをNGN内においても利用するものでございまして、この図のNGNの左側にございますIPoE接続事業者の開通サーバー、それとNTTの開通サーバー接続用収容ルータ、この2つが連携をいたしまして、各ユーザーにアドレスを割り当てる方法にございます。この後者のIPoE接続が今回の申請に直接関係するものでございます。

3ページ目の第3パラにお戻りいただければと思いますが、このIPoE接続につきましましては、中継ルータの処理能力に制約があり、ひかり電話等のQoSサービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するため、接続可能な事業者数は当面最大3社に限定されております。これに対しましては、平成21年8月6日付情報通信行政・郵政行政審議会答申におきまして、「今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うこと」が要請をされたところでございます。

今般、新たな技術的措置を実施したことによりまして、IPoE接続事業者の最大数の増加が可能となったことから、電気通信事業法第33条第2項の規定に基づきまして約款の変更を行うものでございます。

なお、今回の申請案におきましては、収容ルータの設定領域に上限があることから、IPoE接続事業者の最大数は16社に制限されることとなります。この16社の中には、既にIPoE接続を行っております3事業者も含まれます。

今申し上げました新たな技術的措置と申しますのは、脚注3に記載のとおりでございます。これによりまして、従来の技術的な制約が緩和された一方で、別の制約、すなわち収容ルータの設定領域の上限によりまして、既存IPoE接続事業者を含んで最大数が16社に制限されるということとなるものでございます。

続きまして、4ページ目に移りますけれども、I P o E接続機能に係る接続料についてでございます。

まず、その基本的考え方でございます。N T T東西のN G Nは第一種指定電気通信設備でございますけれども、この第一種指定電気通信設備につきましては、できる限り多くの事業者が利用の公平性が確保される形で、適切な条件により利用可能であることが必要であることを踏まえまして、通常求められるようなさまざまな形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって備わっていることが必要な基本的な接続機能につきましては、その費用は接続料原価に算入されるということとされているところでございます。

これに基づきまして、平成21年8月6日付答申においては、I P v 6 P P P o E方式による接続につきましては、「接続可能な事業者数に制限のない接続形態であること等から、多くの接続事業者に具わっていることが必要な『基本的な接続機能』に位置づけることが適当」との考え方が示されておりまして、その費用は接続料原価に算入されることとされてございます。

他方、I P o E接続につきましては、「接続可能な事業者数が当面3社に制限され、誰もが提供可能な接続形態とは言えず、『基本的な接続機能』とは考えられない」との考え方が示されており、その費用は接続事業者の個別負担となる網改造料と整理をされているところでございます。

2) は、この考え方を踏まえまして本申請における考え方でございます。今般、N T T東西におきまして新たな技術的措置を実施したことにより、I P o E接続事業者の最大数の増加が可能となったところでございますが、依然として接続可能な事業者数に制限があることから、I P o E接続機能は個別的に用いる機能であり、基本的な接続機能ではないとする考え方は引き続き妥当なものと考えられる。このため、I P o E継続機能の実現のために必要な費用は、引き続き接続料原価に算入せず、I P o E接続事業者が網改造料として負担することとしてございます。

3) は、その上での網改造料の各事業者への案分についてでございます。このI P o E接続事業者が網改造料として負担する費用につきましては、具体的にはN T T東西と既存I P o E接続事業者及び今回、新たにI P o E接続を行うこととなる事業者（以下「新規I P o E接続事業者」といいます。）の間にユーザー数、使用ポート数等に基づきまして分担されることとなりますけれども、その案分方法の詳細につきましては、

(2) の選定が行われた後、関係事業者の協議を踏まえ決定されることとなります。

なお、NTT東西の既存IPoE接続事業者間の現在の費用負担につきましては、以下記したとおりでございます。

IPv6インターネット接続機能に固有に必要なゲートウェイルータ等の設備の費用につきましては、IPoE接続事業者の負担とし、IPoE接続事業者間の負担割合はユーザー数等で分担をしております。

その一方で、IPv6インターネット接続機能とNTT東西の網内折り返し機能の提供に共通的に必要な設備等の費用、具体的にはIPoE接続に必要な既存機能への追加開発費用等につきましては、各IPoE接続事業者のユーザー数及び網内折り返し機能に係るユーザー数に基づきまして、IPoE接続事業者とNTT東西の間で分担がされているところでございます。

続きまして、(2)のIPoE接続事業者の選定手続・基準についてでございます。IPoE接続の導入に当たりましては、IPoE接続事業者は、技術的な制約から、当面最大3社に制限されるため、3社を超えて接続申込みが行われた場合に、3社を選定する基準等が規定をされているところでございます。

今般のIPoE接続事業者の最大数の増加に当たりましても、別の技術的な制約から、NGNに直接接続可能な事業者は最大16社に制限をされておりますので、IPoE接続事業者の選定は以下の手続・基準により行うこととしてございます。まず、NTT東西は、一定の期日までに、IPoE接続を行おうとする事業者からの接続申込みを受け付けます。その上で、既存IPoE接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が17以上に達しているとき、このときには接続申込みを行った事業者（以下「IPoE接続事業者（候補）」と申します。）は、受付期間経過後、NTT東西からの通知に基づき、以下の数をNTT東西に報告することといたします。その数とは、すなわち当該IPoE接続事業者（候補）に対し接続申込みが承諾されることを前提として、接続協定の締結等に係る申込みを行った他事業者のインターネット接続サービスの契約数及びその合計数としてございます。その報告を受けまして、NTT東西は、他事業者契約数の合計数の多い順番に、平成25年1月1日時点でIPoE接続事業者を選定することとなります。

米印の部分でございますけれども、他事業者契約数の合計数が同数のため、IPoE接続事業者の選定が行えない場合につきましては、当該IPoE接続事業者（候補）は、当該事業者のインターネット接続サービスの契約数をNTT東西に報告し、それを受け

NTT東西は、その契約数の多い順番にIPoE接続事業者を選定するということとしてございます。

なお、①の接続申込みが既存IPoE接続事業者と接続申込み事業者の合計が16社以下の場合につきましては、受付期間終了後、受け付け順に承諾をされるということとなります。

(3) 今後のスケジュールでございますけれども、以下の表のとおりでございます。12月に答申をいただいた上で、12月下旬まで接続申込みの受け付けを終了いたしまして、1月下旬までに新規IPoE接続事業者の選定を行うこととなります。また、その後、各種機能の開発・検証を3月以降、行いまして、平成26年3月から接続開始となる予定でございます。

なお、6ページ目に、四角囲みで「(参考)」として記述をしておりますけれども、以下の①及び②の2点につきまして、IPoE接続事業者の責務として、接続約款上記載が維持されているところでございます。これは、IPoE接続事業者との接続等は、他事業者がNGNを利用する上で不可欠であり、その事業展開上、高い重要性を有することとなるため、IPoE接続事業者が他事業者に対し不当な接続条件等を付したり、不当に差別的な取り扱いを行う場合には、公正な競争環境での事業展開が困難となり、最終的には利用者利益が阻害される結果となることを考慮したものでございます。

審査結果につきましては、7ページ以下にあるとおりでございます。今回、審査にかかります事項は項目の5及び項目の18でございます。いずれも記載のとおり、適としておりまして、本件申請につきましては、認可することが適当と認められるとしてございます。

なお、参考といたしまして、一番最後でございますけれども、1枚物、前回、認可時の本審議会の要望事項を受けまして、総務省よりNTT東西に対して要請を行った措置要請事項の実施状況を取りまとめたものを添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○根岸部会長　ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、どうぞご意見、ご質問ございましたら、よろしく申し上げます。

○酒井委員　今回は技術的な進歩で、3が16になったのでこういう形だと思うんですけど、同じようにして、例えば20になったら、またこういう書類が出てくるんでしょ

うか。

○二宮料金サービス課長　現在、NTT東西に直接ISPが接続している数と申しますのは100社以上でございます、その意味で、仮に16が20になったということでございます、同様に数が限られているということでございます、基本的には同じような考え方でまたご審議をいただくということになるのかと思われま。

○酒井委員　わかりました。

○根岸部会長　どうぞ、ほかに。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本件につきましても、この議事規則に従いまして、諮問された内容を報道発表するほか、広く意見の募集を行うことといたしまして、本件に関する意見招請は規定どおり2回実施するということといたしまして、1回目の意見招請期間は、平成24年11月1日、木曜日までといたします。また、提出された意見を踏まえまして、2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討をいただいた上で、最終的にこの部会で答申をまとめる。こういうことにしたいと思っております、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように決定したいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、最後ですけれども、報告事項に移りたいと思っております。報告事項は、一番最初の諮問事項と関係があるかもしれませんが、「NTT東西のユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化等の報告」について、総務省から説明をお願いいたします。

○海野料金サービス課企画官　それでは、お手元の資料38-3に基づきまして、NTT東西の平成23年度における基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化等の報告について、説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。そもそもこの経営効率化等の報告は、平成18年11月の情報通信審議会におきまして、ユニバーサルサービス制度に係る交付金及び負担金の額等について認可を行うことが適当である旨の答申をまとめた際に、要望事項の一つといたしまして、1ページ左側の①に掲げられている事項が挙げられたことに基づくものでございます。すなわち、NTT東西が基礎的電気通信役務に係る設備利用部門の費用の経営効率化率7%の達成度合いを総務省に報告すること、また携帯電話やIP電話の普及等が基礎的電気通信役務の収支に及ぼす影響を分析して総務省に報告すること、総務省はそれらについて十分な検証を行い、審議会に対し報告等を行うことが求められております。

これを踏まえまして、1 ページ右側のところに記しておりますとおり、同じく平成18年11月に、総務省からNTT東西に対しまして、設備利用部門の費用に関する経営効率化の実績の報告を行政指導しているところでございまして、本年もその実績の報告がございましたことから、その概要をこちらで報告させていただくというものでございます。

それでは、2 ページをご覧ください。経営効率化の実績の内容についてでございますが、上の枠の部分に記しておりますとおり、NTT東西ともに、平成23年度におきまして、7%を上回る経営効率化を達成している状況でございます。NTT東日本が約7.2%の費用削減、NTT西日本が約7.9%の費用削減を行っております。具体的には、利用部門の人件費を人員削減等により削減するとともに、業務拠点の集約による効率化等に取り組みました結果、このような費用削減を実現しているところでございます。

3 ページでございますが、こちらには営業収益、営業費用、営業利益の具体的な額及びそれらについての対前年度増減率等が明記されておりますので、ご参照いただければと存じます。

続きまして、4 ページをご覧ください。こちらでは、市場環境の変化や競争の進展等が基礎的電気通信役務の収支の大半を占める加入電話の基本料部分に及ぼした影響に関する分析を示しております。加入電話の基本料につきましては、携帯電話や光IP電話への移行の進展等に伴いまして、収益がNTT東日本で約310億円、NTT西日本で約304億円減少することとなっております。他方、設備管理部門、設備利用部門のそれぞれのコスト削減を背景といたしまして、費用がNTT東日本で約317億円、NTT西日本で約323億円減少することとなっております。全体として収益の減少幅以上に費用の減少幅が大きくなっております。その結果といたしまして、NTT東西とも営業利益が改善することとなりまして、NTT東日本で約7億円の増益、NTT西日本で約19億円の増益となっております。

続きまして、5 ページをご覧ください。こちらはユニバーサルサービスの提供に係る経営効率化の検証といたしまして、加入者回線コストに関する分析を行ったものでございます。左下の図にございますとおり、加入電話の契約数が近年大きく減少し続ける中で、メタルケーブルの総延長はほぼ横ばいという形になっております。このような状況の中で、加入者回線コストにつきましては約7.1%の減少となっております。なぜこのような減少が実現可能となったのかということにつきまして、次の6 ページに記して

ございます。

第一の要因は、6ページの左側でございますとおり、加入系メタルケーブルに関する新規投資を抑制した結果といたしまして、加入者回線に係る減価償却費を減少させたということでございます。第二の要因は、6ページの右側でございますとおり、設備点検業務やデータベース整理業務に関するアウトソーシング費用を縮減することによりまして、加入者回線に係る施設保全費を減少させたということでございます。

以上が平成23年度のNTT東西の基礎的電気通信役務の提供に係る経営効率化の概要でございます。今後とも、NTT東西におきましては、引き続き経営効率化の取組を適切に実施していただきたいと考えております。

以上でございます。

- 根岸部会長 ありがとうございます。それでは、ただいまのご説明につきましても、ご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。
- 東海委員 ご報告ですから、特にいろいろと注文をつけるという意味ではないんですけれども、1ページに、講ずべき措置についてという、この内容については、審議会としてはどこで議論をする。この事業部会、どこでしたっけ。
- 根岸部会長 今は1ページの右のほう、矢印の。
- 東海委員 はい。
- 根岸部会長 この指導というのは総務省がやっている。
- 東海委員 これは総務省のご判断でしたっけ、それとも。
- 根岸部会長 総務省の指導ということですね、これは。
- 海野料金サービス課企画官 1ページ右側に書いてございますのは、総務省からNTT東西に対して行っている行政指導の内容でございます。
- 東海委員 では、左側、実は7%という効率化比率の問題についてお聞きしたかったんですが、7%そのものについての議論というのはどこかでやるんですか。
- 海野料金サービス課企画官 平成18年11月の情報通信審議会におきまして、当時の対前年からの経営効率化の比率がおおよそ7%であったことから、7%の経営効率化というものを設備利用部門について達成していく方向になったという経緯がございます。その達成状況についてNTT東西が総務省の方に報告し、審議会の方にも総務省から報告を行うという手続が求められていることに基づきまして、今般の報告をさせていただいたということでございます。

○東海委員　　そうしますと、7%を決めたときからずっと今まで続いている、こういう結果でよろしゅうございますか。

○海野料金サービス課企画官　　はい。そのとおりでございます。

○東海委員　　2ページを見て、委員限りですから細かいことは申しませんが、この7%基準というものというのがある意味では当然やっていただかなければならない経営効率化という考え方もできますし、場合によっては、ずっとこれを何年もやっておられるNTT東西も大変だなというふうにも思いますし、逆に、どんどんそういう意味ではトラフィックが減少していくという形で、利用者が減っていくということになると、果たして7%でいいのかなという気もしますし、そういった観点の議論というのが、ご報告だけでなく、どこかであつてもいいのかなというような感じを受けたところでございます。

　　以上でございます。

○根岸部会長　　もしいろいろと事務局で、今のはご意見、ご要請ということだと思えますけれども。

○海野料金サービス課企画官　　ご指摘の点につきましては、7%の指標そのものが妥当なのかどうかということに関して、今後検討すべきものと理解いたしましたので、今後の検討課題になろうかと思えます。

○根岸部会長　　そういうことでよろしいですか。

　　ほかに、どうぞ。

○辻委員　　ここの基礎的電気通信の場合も、確かに、今東海委員が言われましたように、ずっと7%を維持されているのは大変な努力です。基本的に人件費の削減とアウトソーシング等の結果ですね。ほかのプライスキップ研究会でも効率化の目標が、このように厳密な数字ではないですが、努力目標的なものが入っています。プライスキップの研究会で計算していますと、ここの削減ほどではないようです。これは、費用項目が違うから、確かに異なってもいいのですが。

　　意見は東海委員と全く同じです。今、大きな時代の変化があります。この前、地方の調査に行ったら、中核都市ですけれども、大きなビルがあり、聞きますと、NTTのビルで、今人は誰もおられませんかとのこと。要するに機械が入っているだけですね。売却しないかと聞きますと、機械があるものだから売却できないようです。交換機があるので売れないとの説明ですが、無駄に見えます。基本的には、今の仕組みの中でコストを下

げろというのも限度もあるようです。コスト削減はシステムの変化とか、技術の変化に対応する必要があり、できるだけ早く概括展望等を実施して、コストは削減する具体案をNTTから出してもら必要があります。もう少し広い立場から、コスト削減、あるいは新しいシステム、ネットワークの構築等々をお願いしたいと思います。

○根岸部会長　ありがとうございます。どうぞ、ほかに。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。

それでは、以上で本日の審議は終了いたしました。何か委員の皆様、あるいは事務局からございましたらと思いますが、ございませんか。

それでは、本日の会議は終了いたしました。

次回につきましては、別途、確定次第、事務局より連絡があると思います。

では、閉会といたします。ありがとうございました。

閉　　会